

最低賃金改正のお知らせ

広島県最低賃金は
令和7年11月1日 から

時間額 **1,085** 円です。

(令和7年10月31日までは、1,020円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金



今回の改正により、

「広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」以外の広島県特定最低賃金は、改正されるまでの間、広島県最低賃金額を下回りますので、令和7年11月1日からは広島県最低賃金額(1,085円)が適用されます。

* 広島県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

* 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。

* 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

広島労働局 賃金室 Tel082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel082-221-2460

呉 労働基準監督署 Tel0823-22-0005

福山 労働基準監督署 Tel084-923-0005

三原 労働基準監督署 Tel0848-63-3939

尾道労働基準監督署 Tel0848-22-4158

三次労働基準監督署 Tel0824-62-2104

広島北労働基準監督署 Tel082-812-2115

廿日市労働基準監督署 Tel0829-32-1155

中小企業・小規模事業者への、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の待遇改善等に対する最低賃金・賃金引上げの各種支援策については、裏面及びHPをご確認ください。